

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野⑮：多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年)	—	—	—	—	工場等におけるエネルギー使用の合理化等を推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(2)	特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年)	—	—	—	—	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(3)	食品流通構造改善促進法 (平成3年)	—	—	—	—	一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興のため、食品流通部門の関係事業者が構造改善を行う取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融、税制その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(4)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年)	—	—	—	—	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(5)	中心市街地の活性化に関する法律 (平成10年)	—	—	—	—	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展及び6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—

(6)	種苗法 (平成10年)	—	—	—	—	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(7)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	—	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(8)	中小企業等経営強化法(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律) (平成11年、平成28年改正)	—	—	—	—	中小企業の経営革新、異分野連携新事業分野開拓等による新たな事業活動の促進を図るため、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業等に対して、補助金、融資、債務保証などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(9)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成13年)	—	—	—	—	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(10)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成17年)	—	—	—	—	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(11)	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法) (平成19年)	—	—	—	—	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—

(12)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法) (平成20年)	—	—	—	—	農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(13)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	—	—	—	—	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(14)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	—	—	—	—	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(15)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年)	—	—	—	(2)-①-ア	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(16)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 (平成24年)	—	—	—	—	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(17)	産業競争力強化法 (平成25年)	—	—	—	—	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—

(18)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年)	—	—	—	(2)-①-ア	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(19)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成27年、平成28年改正)	—	—	—	—	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている商品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(20)	食品ロス削減等総合対策事業 (平成26年度) 食品リサイクル促進等総合対策事業 (平成28年度) 持続可能な循環資源活用総合対策事業 (平成30年度) (関連:30-③,⑫)	77 (64)	78 (71)	72 (63)	(1)-①-ア (2)-①-ア	商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動を展開するとともに、メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等の肥料利用を推進する取組を支援した。 このことにより、食品ロス削減によるコスト削減を通じた食品産業の体制強化及び地域循環資源を活用した地域活性化がなされた。 その結果、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	0012
(21)	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業(平成25年度) (主) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度) (主) (関連:30-③,⑫)	103 (94)	96 (77)	56 (54)	(1)-①-ア (2)-①-ア	市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	0012
(22)	農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業(平成28年度) (主) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度) (主) (関連:30-③,⑫)	60 (54)	50 (46)	39 (36)	(1)-①-ア (2)-①-ア	農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	0012

(23)	6次産業化サポート事業 (平成26年度) (関連:30-③)	369 (352)	379 (356)	753 (683)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援した。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与した。	0014
(24)	食料産業・6次産業化交付金 (平成30年度) (関連:30-②,③)	—	—	1,634 の内数 (1,463 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげた。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援した。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援した。 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援した。 これらの取組により、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで農村に由来する資源を活用した新産業の創出、農業の振興や地域の活性化に寄与した。	0017
(25)	農業用排水施設の整備・保全 (直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	56,359 (53,898)	63,326 (61,445)	71,802 (71,130)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別な技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業により効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	0116
(26)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,㉒)	87,427 の内数 (87,348 の内数)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	0122

(27)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:30-⑦,⑧)	34,486 (34,131)	47,222 (46,803)	48,136 (47,991)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	0123
(28)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-③,⑦,⑧,⑫,⑭,⑯,⑰, ⑱,⑲,⑳)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	0204
(29)	小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 (平成29年度) (関連:30-③,⑫,⑭)	—	255 (247)	202 (202)	(2)-①-イ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 この支援措置により、再生可能エネルギーの活用に向けた取組の促進を図り、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費の軽減を図り、持続的な農業の発展と農村の活性化に寄与する。 【(2)-①との関連】 米の生産コストのうち使用電力量が削減されるとともに、農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める再エネ比率の向上に寄与した。	0206
(30)	農林漁業成長産業化ファンド (平成24年度) (関連:30-③)	5,000 [5,000 (資産投貸 付)]	5,000 [4,000 (資産投 出資) 1,000 (資産投 貸付)]	—	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施した。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与した。	—
(31)	生鮮食料品等小売業近代化貸付制度 (昭和43年度)	—	—	—	—	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をした。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(32)	新規用途事業等資金 (昭和60年度)	—	—	—	—	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をした。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—

(33)	特定農産加工資金 (平成元年度)	—	—	—	—	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等 の行う経営改善に対する金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業) の支援をした。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等 を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市 場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得 の創出に寄与した。	—
(34)	食品流通構造改善貸付金のうち食 品生産販売提携事業施設 (平成3年度)	—	—	—	—	生産者と食品販売業者の連携による食品流通の構造改善事業活動に必 要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事 業))の支援をした。 この支援措置により食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を 促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を 通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与し た。	—
(35)	食品安定供給施設整備資金 (平成11年度)	—	—	—	—	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安 定供給の確保に資する食品又は飼料製造業者等に対し金融措置(㈱日本 政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をした。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次 産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源 の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(36)	食品流通構造改善資金のうち食品 生産製造提携事業施設 (平成12年度)	—	—	—	—	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製 造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日 本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をした。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の 質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用によ る雇用と所得の創出に寄与した。	—
(37)	農商工等連携促進法に係る資金 (平成20年度)	—	—	—	—	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長 期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利 用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事 業等))の支援をした。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営 の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び 新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源 の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—

(38)	6次産業化に係る資金 (平成22年度) (関連:30-3)	—	—	—	—	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通した。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)) この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(39)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度 (研究開発税制) [所得税・法人税:租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9] [法人住民税:地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第8条第1項～第4項] (昭和42年度)	3,649 (3,367.3)	3,451.1 (2,294.8)	2,413 (9月把握予定)	—	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除した。 Ⅰ 試験研究費の総額の6～14%(中小企業者等については12～17%)の額を税額控除 Ⅱ 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用等(特別試験研究費)の20%又は30%を税額控除 Ⅲ 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合に、売上高の10%を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進したことにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与した。	—
(40)	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置 課税標準の軽減措置 [事業所税:地方税法附則第33条第5項] (平成元年度)	101 (75)	104 (78)	81	—	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施した。 資産割 1/4相当額を控除 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(41)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(食品流通構造改善促進法) [所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75] (平成3年度) 【H30.10.22廃止】	—	—	—	—	食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた食品商業集積施設整備事業の用に供するために、地方公共団体が出資する法人等に譲渡した土地等の譲渡益について、年1,500万円を上限に特別控除した。 この支援措置により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(42)	公害防止用設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 [固定資産税:地方税法附則第15条第2項第1号] [事業所税:地方税法第701条の41第1項表3] (平成8年度)	75.9 (81.6)	70 (82.3)	107.5 (119.2)	—	公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—

(43)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	76,100 の内数 (118,200の内数)	117,100 の内数 (88,300)	116,000 の内数 (令和2年2月頃に把握予定)	—	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械及び装置(取得価格が160万円以上) (2)工具(1台の取得価格が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) (4)車両(3.5トンの以上の普通貨物自動車) (5)内航船舶(すべて(取得価額の75%)) この支援措置により、中小企業者等(食品企業者関係)の設備投資が促進されたことになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(44)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税:租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	39,357 (39,327)	44,548 (44,904)	44,540 (44,540)	(1)-①-ア	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(45)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第26項] (平成20年度)	25 (32)	71 (30)	15 (20)	(1)-①-ア	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(46)	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置[固定資産税:地方税法附則第15条第33項] (平成25年度)	14,103 (19,786)	13,361 (18,353)	8,561 (令和2年2月把握予定)	(2)-①-ア	再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備。※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格から、発電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	—

(47)	産業競争力強化法に係る特例措置 [登録免許税:租税特別措置法第80条第1項] (平成25年度)	— (0)	— (0)	— (50)	—	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従って会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減した(0.7%→0.35%等)この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(48)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	3,120 (2,100)	2,090 (3,200)	2,070 (令和2年2月頃に把握予定)	—	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、商業・サービス業等を営む中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (2)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) この支援措置により、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資が促進されたことになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	7,105 (7,059)	5,168 (5,136)	6,127 (6,115)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	内-0077
(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	2,935 (2,836)	2,881 (2,873)	2,111 (2,105)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	国-0411

(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	37,324 (36,700)	34,798 (34,635)	31,132 (30,511)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は100ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	国-0414
(4)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-⑦,⑧)	4,801 (4,799)	4,248 (4,248)	4,754 (4,754)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	内-0077
(5)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-⑦,⑧)	1,784 (1,247)	1,233 (1,233)	910 (907)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	国-0410
(6)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-⑦,⑧)	3,182 (2,778)	2,507 (2,507)	2,684 (2,684)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	国-0411

(7)	【参考：国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力 強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連：30-⑦,⑧)	33,919 (33,883)	35,596 (35,535)	15,780 (15,779)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進 や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更 新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に 当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消 費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与し た。	国-0414
(8)	【参考：国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連：30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,㉒)	5,290 の内数 (5,270 の内数)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地 域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路 の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給 や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	国-0410
(9)	【参考：国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山 漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連：30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,㉒)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地 域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路 の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給 や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	国-0411
(10)	【参考：国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地 域整備交付金 (平成22年度) (関連：30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,㉒)	11,826 の内数 (11,820 の内数)	11,588 の内数 (11,581 の内数)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地 域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路 の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給 や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	国-0414

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。